

令和6年度 第5回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料②

- ・【その他（2）】地区コミュニティ協議会の認定について【区振興課】
- ・【その他（3）】携帯電話からの119番通報と映像通報119について
【情報指令課】
- ・【その他（4）】第4回中央区協議会（中地域分科会）における委員からの質問
に対する回答について【区振興課】

令和6年9月6日開催
中央区協議会
(中地域分科会)

地区コミュニティ協議会の認定について

中央区・区振興課

1 内容

- ・ 行政区再編に伴い、新たに制度を設けた「地区コミュニティ協議会」について、下記団体を認定したため、報告するもの。
- ・ 市の認定を受けると、区協議会に委員を選出（R8.4 改選時）することができ、市の附属機関である「区協議会」に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べることができる。

2 認定団体

区分	項目
1 認定団体	三方原地区コミュニティ協議会
2 構成団体・個人	<ul style="list-style-type: none">・ 三方原地区自治会連合会・ 三方原地区社会福祉協議会・ 初生・三方原地区民生委員児童委員協議会・ 三方原地区シニアクラブ連合会・ 三方原地区自治会連合会会長経験者・ 三方原地区コミュニティ協議会が認める有識者
3 認定年月日	令和6年8月14日
4 活動地区	三方原地区

映像通報119とは、119番通報時にスマートフォンを活用し、通報者と消防指令センターとの間で相互に映像の送受信ができる新しい仕組みです。

言葉では説明しづらい災害現場の状況を明確に伝えることで速やかな災害対応に繋がり、また、応急手当が必要な急病人や怪我人に対して、より効果的な応急手当の指導を行えるようになります。

2024年4月1日
運用開始

映像通報 119

の運用を開始します

事前の登録、設定は必要ありません。119番通報時に、火災、交通事故、重症な患者など、通報内容から指令員が必要と判断した際に、通報者の同意を得た上で利用を案内します。

届いたショートメッセージに記載されたURLをタップするだけで利用可能です。



事前の登録やアプリのインストールは必要ありません。



GPSを有効にすることで、位置情報が消防に送られます



カメラで撮影した映像が消防に送られます



消防より送信された応急手当の手順等の動画を視聴することもできます。



スマートフォンでご利用可能です。



- 送信された映像は、消防指令センターの現場判断、救急隊や消防隊等との情報共有のためのみに使用します。
- 映像通報119にかかるパケット通信料(URLへのアクセス及び動画送信等)は通報者の負担となりますのでご了承ください。

浜松市消防局 情報指令課

<お問い合わせ>

E-mail:hfdjoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

TEL : 053-475-7551



映像通報119流れ、操作手順等の詳細は2次元コードを読み取ってください。
[浜松市公式ホームページリンク](#)

119番通報のかけかた

119番通報をすると通信指令管制員が、消防車・救急車の出動に必要なことを順番にお伺いします。「あわてず・ゆっくり」教えて下さい。



<火事の場合>

通報者	指令員
(119をダイヤル)	火事ですか？救急ですか？
火事です！	あなたがいる場所は安全ですか？
はい。安全な場所にいます。	消防車（救急車）が向かう住所を教えてください。
〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号 （マンション名〇〇号室）です。	何が燃えていますか
北隣〇〇さんの家が燃えています。	消防車を出動させました。 最後にあなたのお名前と電話番号を教えてください。
〇〇です。〇〇〇-〇〇〇〇です。	

<救急の場合>

通報者	指令員
(119をダイヤル)	火事ですか？救急ですか？
救急です！	救急車が向かう住所を教えてください。
〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号 （マンション名〇〇号室）です。	どなたが、どうされましたか？
お父さんが苦しんでいます。	救急車を出動させました。 お父さんは何歳ですか？ かかりつけ病院はありますか？
〇〇歳です。〇〇病院です。	最後にあなたのお名前と電話番号を教えてください。
〇〇です。〇〇〇-〇〇〇〇です。	

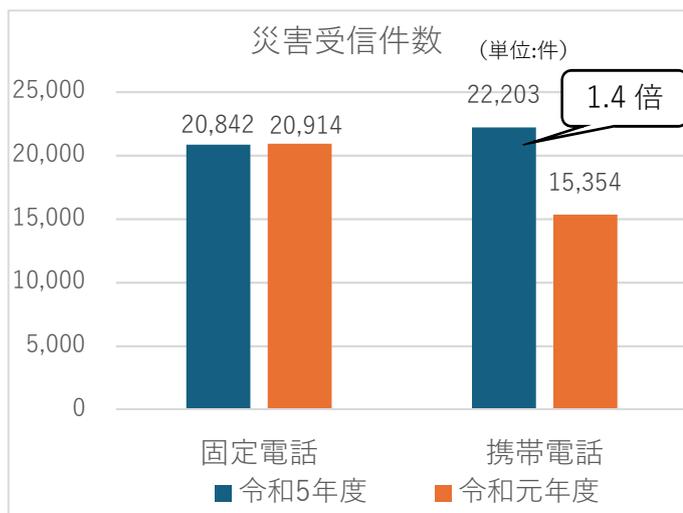
消防指令センターからのお願いです。

浜松市では、119番通報者の位置情報を受信する装置があり、固定電話からの通報では、通報場所を瞬時に特定することができます。一方、携帯電話からの通報では遮蔽物等により位置情報に誤差が生じる場合があるため、通報している場所の住所をお伝えください。また、住所が不明の場合は、建物（学校・病院・公共施設など）、バス停、橋、電柱番号等近くの目標物をお伝えください。

※車を運転中の場合は、安全な場所に停車してから119番通報してください。



携帯電話からの119番通報について



携帯電話からの119番通報（緊急を要しない通報を除く）は増加しており、令和5年度は令和元年度と比較し、1.4倍の通報件数となりました。

携帯電話からの通報は、山間地やビルなどの遮蔽物により、位置情報に誤差が生じる場合があります。

通報している住所が不明の場合は、近くの目標となる建物等（病院、公共施設、バス停、交差点名称、電柱の番号など）を伝えてください。

※通信・通話障害が発生し、携帯電話等から119番通報が繋がりにくい時は、公衆電話の利用、

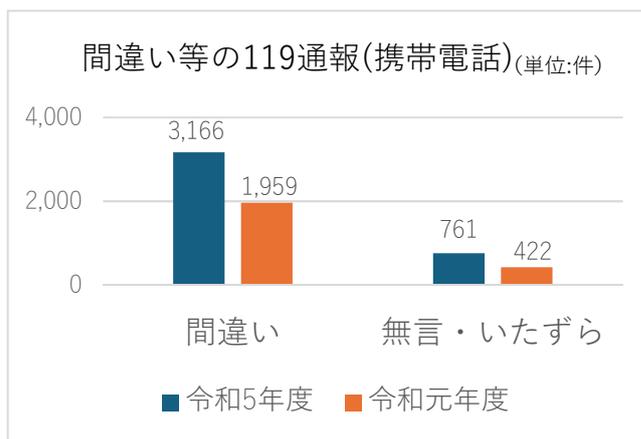
近隣の方や店舗などに通報を依頼する又は消防署所に直接駆け込むなどのご対応をお願いします。

誤って119番通報をした時は・・・

近年、スマートフォンやスマートウォッチなどの自動通報機能等（強い衝撃が加わると自動で119番通報する機能）の普及によって、以前に比べ緊急を要しない119番通報（間違い等）が増加しています。

携帯電話等に強い衝撃を与えてしまった時は、携帯電話等を一度ご確認ください。意図せず、誤って119番通報をしてしまい、慌てて電話を切ってしまった時は、消防からの折り返し電話に応答してください。

「間違い電話です。」ということ伝えていただくだけで、消防車や救急車を出動させる必要がなくなり、消防車や救急車を必要としている人のために待機させることができます。ご協力をよろしくお願いします。



映像通報119の運用を開始しました！【R6.4.1スタート】



映像通報119は、通報者と消防局が映像を送受信することで、災害状況の把握や心肺蘇生法等の指導など、様々な効果が期待されます。最初に、119番通報を受けた職員が必要と判断した場合、通報者に撮影を依頼します。

通報者は、消防指令センターから届くショートメールでリンクを開くと、自動でスマホのカメラが起動し、現場の映像が消防指令センターに送信される仕組みとなっています。

※利用時には、通報者の方に通信料（15MB/分）が発生します。ご理解とご協力をお願いします。

※詳しくは、市ホームページ又は2次元コードを読み取ってください。



浜松市公式ホームページリンク

Q	A
どのような仕組みですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者が、消防指令センターからのSMS（ショートメッセージサービス）による依頼に応じてスマートフォンを使用した映像の送受信を行い、通報現場の状況を撮影して消防指令センターに送信したり、消防指令センターから送信される心肺蘇生法の映像を確認していただいたりするものです。映像の送受信中も会話は可能です。
具体的にどのような利用方法がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者が撮影した映像を消防指令センターが確認することで、119番通報時に災害現場や傷病者の状況を的確に把握することができます。 ・通報者が応急手当の方法がわからない場合に、消防指令センターから心肺蘇生法の映像を送信することができます。
どのような災害でも利用しますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての災害で利用するわけではありません。通報していただいた内容から指令管制員が必要と判断した場合に、通報者へご協力をお願いします。
撮影中に周囲の方から野次馬と誤解された場合はどうすればいいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・消防局からの依頼により撮影していることを伝えてください。場合によっては、消防局から周囲の方にご説明させていただきます。
どのような携帯電話でも利用できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・SMS（ショートメッセージサービス）の機能が有効化されているスマートフォンのみ利用できます。ただし、ウェブブラウザの利用条件として、iOSの場合は「Safari」、Androidの場合は「Google Chrome」がインストールされている必要があります。また、バージョンは使用時における最新又は1世代前のものでなければ利用できません。
通信料はかかりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・かかります。映像データ送受信時にかかるデータ通信料金は通報者側の負担となります。ご了承いただける方のみご協力をお願いします。 ・なお、映像データ送受信時の1分間当たりのデータ容量は、映像品質が1280×720（1.0Mbps）の場合で約15MBです。通信料金はご契約の通信会社や契約プランにより異なります。 （参考：ドコモahamoプラン約2円/分）
送受信している映像データは撮影している通報者も保存できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者の端末では保存できません。
消防指令センターから送信されたURLは何度でも利用できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・一定時間（約5分）が経過するとURLは無効になり利用できなくなります
撮影した映像データは、通報者のスマートフォンで保存できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者のスマートフォンでは保存できません。
通報者から送信された映像はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・事案終了とともに削除するため、消防局のシステム上でも閲覧できなくなります。

令和6年度第4回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●その他（1）代表会からの連絡事項について

- ・令和7年度以降の区政運営方針における将来像について
（「区再編から半年の振り返り」をテーマとした意見交換）

質問（意見）者	前嶋 邦彦 委員
質問（意見）事項	・市の美術館、博物館、図書館について建て替えの予定はあるのか。
担当課（回答）	美術館、博物館、図書館
回答	<p>●美術館 美術館に関しては、現在の美術館を最大限活用しながら施設の規模、機能をはじめ、本市にとって効果的な場所への移転も含めて庁内で検討を進めているところです。</p> <p>●博物館 博物館に関しては、リニューアル事業を検討しています。</p> <p>●図書館 浜松市立図書館（23館1分室）では、「浜松市立図書館施設整備、保全計画」において、順次、築年数に応じて大規模改修工事を計画的に進めるとともに、施設の状況によっては、移転や複合化の検討を進めることとしています。</p> <p>現在、施設の移転、大規模改修工事の実施及び予定している施設は以下のとおりです。</p> <p>◎市立図書館の移転、大規模改修工事について</p> <p>《移転予定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西図書館 時期：令和7年6月～7月 移転先：一条スマートタウン内（西伊場町） <p>《大規模改修工事済》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館 時期：令和 3年5月～令和 4年 8月 （工事概要） 閲覧席に座席予約システムの導入、多様なニーズに対応した閲覧室の導入（仲間で相談しながら利用できるグループ閲覧室、静かに利用する読書室）、飲食コーナー・授乳室の新設、天井や書棚の側面に天竜材の使用、等 <p>《大規模改修工事予定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南陽図書館 時期：令和 8年2月～令和 9年12月 ・東図書館 時期：令和10年1月～令和10年11月

令和6年度第4回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●その他（1）代表会からの連絡事項について

- ・令和7年度以降の区政運営方針における将来像について
 （「区再編から半年の振り返り」をテーマとした意見交換）

質問(意見)者	前嶋 邦彦 委員
質問(意見)事項	・時代の変化とともに漫画やアニメは日本の誇る文化になっている中で、なぜ浜松市の図書館では漫画を取り扱っていないのか疑問に思う。
担当課(回答)	中央図書館
回答	<p>浜松市立図書館では、「図書館法」の理念を踏まえ、「浜松市立図書館資料収集要綱」及び「浜松市立図書館資料収集に関わる基準」に基づいて資料を収集しています。</p> <p>「資料の収集」に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費で購入することを念頭に<u>より多くの市民の役に立つ資料</u>であること。 ・市民全体での<u>共同利用を前提とした耐久性を考慮</u>すること。 ・市民の<u>生涯学習を支援するための資料</u>であること、<u>地域の課題解決に資する資料</u>であること。 <p>等を基本方針としています。</p> <p>また、<u>漫画については、製本が堅牢でないものが多いことや強い視覚的効果を考慮し、個別に耐久性や描写、内容を確認し、慎重に判断</u>することとしています。</p> <p>さらに、「児童書の収集」に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが<u>読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かなことばと想像力を育て知識を広げることが</u>できる資料であること。 ・子どもの<u>健全な成長にとって有益</u>と思われる資料であること。 ・<u>長期間にわたり評価</u>されている<u>質の高い資料</u>を基本とする。 <p>等としており、</p> <p>特に「漫画」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・描写・表現の強さからその<u>視覚的効果が成長期の子供に多大な影響を与えること、紙質・装丁の耐久性や長期的な補充購入に問題があるものが多いこと、その出版状況から網羅的且つ体系的な収集・保存と提供が困難</u>なことを考慮するとともに、上記3点の方針に沿う資料を優先的に収集する。 <p>としています。</p> <p>現在は、学習漫画「世界の伝記」、まんが「日本の歴史」等、約1,500冊程度の漫画を所蔵していますが、上記の考え方に見合う資料は限られているため、積極的な収集は行っていません。</p>